

転出されるおうちの方へ（町外）

河合町立河合第二小学校

下記の順序により転出の手続きをお願いします。

- ① 河合町役場の住民福祉課で転出手続きをします。
（河合第二小学校へいつまで通うかお伝えしてください。）
「**転出通知書**」が発行されます。
- ② ①で発行された「**転出通知書**」を持って本校の職員室へお越しください。
※事務職員が不在の場合がありますので、必ず事前に都合の良い日時をお知らせください。

「**在学証明書**」「**転学児童教科用図書給与証明書**」を発行します。
（この2つの書類は転出先の学校へ提出していただく書類です。）

- ③ 転出先の市役所（役場）で住所の転入手続きをします。
学校の手続きについてお尋ねください。
「**転入学通知書**」が発行されます。
- ④ 市役所（役場）で発行される「**転入学通知書**」と「**在学証明書**」
「**転学児童教科用図書給与証明書**」を持って指定された小学校で
転入手続きをしてください。



転出についてのお問い合わせ先

河合町教育委員会

TEL 0745-57-0200（代）

※転出先での手続きの詳細につきましては転出先の
教育委員会へ問い合わせをしてください。

転出されるおうちの方へ（町内）

河合町立河合第二小学校

下記の順序により転出の手続きをお願いします。

- ① 河合町役場の住民福祉課で手続きをします。
(河合第二小学校へいつまで通うかお伝えしてください。)
「**転出通知書**」・「**転入学通知書**」が発行されます。
 - ② ①で発行された「**転出通知書**」を持って本校の職員室へお越しください。
※事務職員が不在の場合がありますので、必ず事前に都合の良い日時をお知らせください。
- 「**在学証明書**」 「**転学児童教科用図書給与証明書**」を発行します。
(この2つの書類は転出先の学校へ提出していただく書類です。)
- ③ 「**転入学通知書**」 「**在学証明書**」 「**転学児童教科用図書給与証明書**」を持って指定された小学校で転入手続きをしてください。



転出についてのお問い合わせ先

河合町教育委員会

☎ 0745-57-0200 (代)